

確認事項チェックシート

※重要事項のご確認となりますので、必ずお読みいただいた上でチェックをお願いいたします。

○お申し込み手続き上の確認事項		チェック欄
1	保育所等入所案内は全てお読みになりましたか。	<input type="checkbox"/>
2	利用調整は、申込の先着順ではなく保育を必要とする程度の高い順に案内を行います。入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	保育所等の入所利用調整は提出された書類をもとに、保育を必要とする状況を審査し決定します。申込後、家庭状況(住所・連絡先・家族構成・勤務状況・入所事由・保育状況等)に変更があった場合は速やかにご連絡ください。連絡がなく書類の提出もない場合は利用調整の対象から外れたり、申込内容が事実と異なると判明したときには、入所の内定や決定を取り消します。また、届け出をした内容に虚偽等が発覚した場合は、過料となる場合があります。	<input type="checkbox"/>

○事前にご了承いただきたい事項		チェック欄
4	申込児童の発育状況において申請内容に相違がある場合は、保育所等の受入の体制が整わない場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	保育所等は、面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退所等により空きが出た場合に利用調整を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>
6	翌年4月入所に向けた教育・保育給付認定申請の審査結果の通知は1月中旬～下旬頃となります。(在園児に関しては2月末頃)	<input type="checkbox"/>
7	保育必要量(標準時間・短時間)について、月途中の勤務形態変更等により認定内容に変更があった場合は翌月から変更になります。※1「保育時間(保育必要量)申立書」の提出に当たっては、毎年申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
8	出産を理由に入所した場合は、生後5か月に達する月末で期間満了となり退所になります。期間満了後も継続を希望する場合は、期間が満了する月の24日までに保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書、求職活動申立書等)を提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	育児休業中に申し込みをした場合、入所日から1か月以内に職場復帰が条件となります。入所日の翌月24日までに「復職証明書(復職したことが確認できるもの)」を提出してください。提出がない場合、翌月から退所となります。	<input type="checkbox"/>
10	求職による入所は、1年間で原則3か月とします。期間内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
11	市外転出や保育を必要とする事由を満たさなくなった場合は、保護者の在園希望期間に関係なく退所となります。	<input type="checkbox"/>
12	保育料に滞納がある世帯は、減点され選考上不利になります。納付相談をおこないますので、至急こども未来課までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
13	保育料は、毎年9月が切り替え時期となっております。申告等により所得の増減が判明した場合は、前年度課税情報の変更なら4月・当年度課税情報の変更なら9月にさかのぼり保育料の変更が行われます。	<input type="checkbox"/>
14	「希望する施設に入所できない場合は、育児休業延長も許容できる」にチェックを入れた場合300点減点され他の入所希望者が優先して案内されます。チェックを外す場合には、「世帯状況変更届」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
15	内定を辞退した場合、その年度の申込分について、その後に行われる選考から1点減点となります。希望園についてはパンフレットをよくお読みの上選択してください。	<input type="checkbox"/>

○届け出に関して		チェック欄
16	世帯の状況が変わった場合は、その都度こども未来課までご連絡ください。届け出がない場合、判明した時点で途中退所となることがあります。特に退職が決まった場合は、速やかに報告してください。退職後も年間3か月間は求職活動要件として在園可能です。求職活動要件期間を経過した後に退職したことが判明した場合は、退所となります。(※その他の例 勤務状況の変更、妊娠・出産、育児休業(父母どちらも)の取得など)	<input type="checkbox"/>
17	ひとり親・障がい者のいる世帯の保育料軽減については、届け出のあった翌月から適用となります。事実婚又は虚偽の申立が判明した場合、遡って保育料を見直し、納付することになります。	<input type="checkbox"/>
18	転入予定で申し込みをされた場合、利用希望開始月の前月24日までに転入手続きを行う必要があります。申込の際には、転入予定先の住所が分かる書類と所得課税証明書を添付してください。	<input type="checkbox"/>
19	1か月以上欠席する場合は、欠席届を提出してください。2か月以上(里帰り出産の場合は3か月以上)欠席する場合、保育を必要とする事由に該当しないとして、退所となります。※欠席期間中も保育料は発生します。	<input type="checkbox"/>
20	退所を希望する場合は、退所希望日の2週間前までにこども未来課窓口にて手続きを行ってください。2週間をきってから届け出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。	<input type="checkbox"/>
21	申込み後、保育所等に入所する必要がなくなった場合や入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに退所届や取り下げ等の手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>

※1 「保育時間(保育必要量)申立書」…就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤時間等により標準時間認定に変更できる場合があります。

以上のことについて確認し、了承しました。

年 月 日

保護者名

児童名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日